

議案第122号

財産の譲渡について《旧浜詰小学校跡地》

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり譲渡金額を減額して財産を譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和6年12月13日提出

京丹後市長 中山 泰

1 譲渡する財産

ア 名称	旧浜詰小学校跡地
イ 所在地	京丹後市網野町浜詰（元浜詰）小字塚本317番2 他2筆
ウ 地目	雑種地
エ 地積	2,654平方メートル

2 譲渡金額 9,950,000円

3 譲渡の相手方

京都府京丹後市網野町木津 2 2 5 番地の 2

社会福祉法人 丹後福社会 理事長 濱岡 六右衛門

提案理由

旧浜詰小学校跡地を利活用するため、市有財産である土地を社会福祉法人に譲渡金額を減額して譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

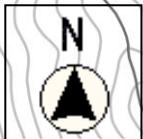
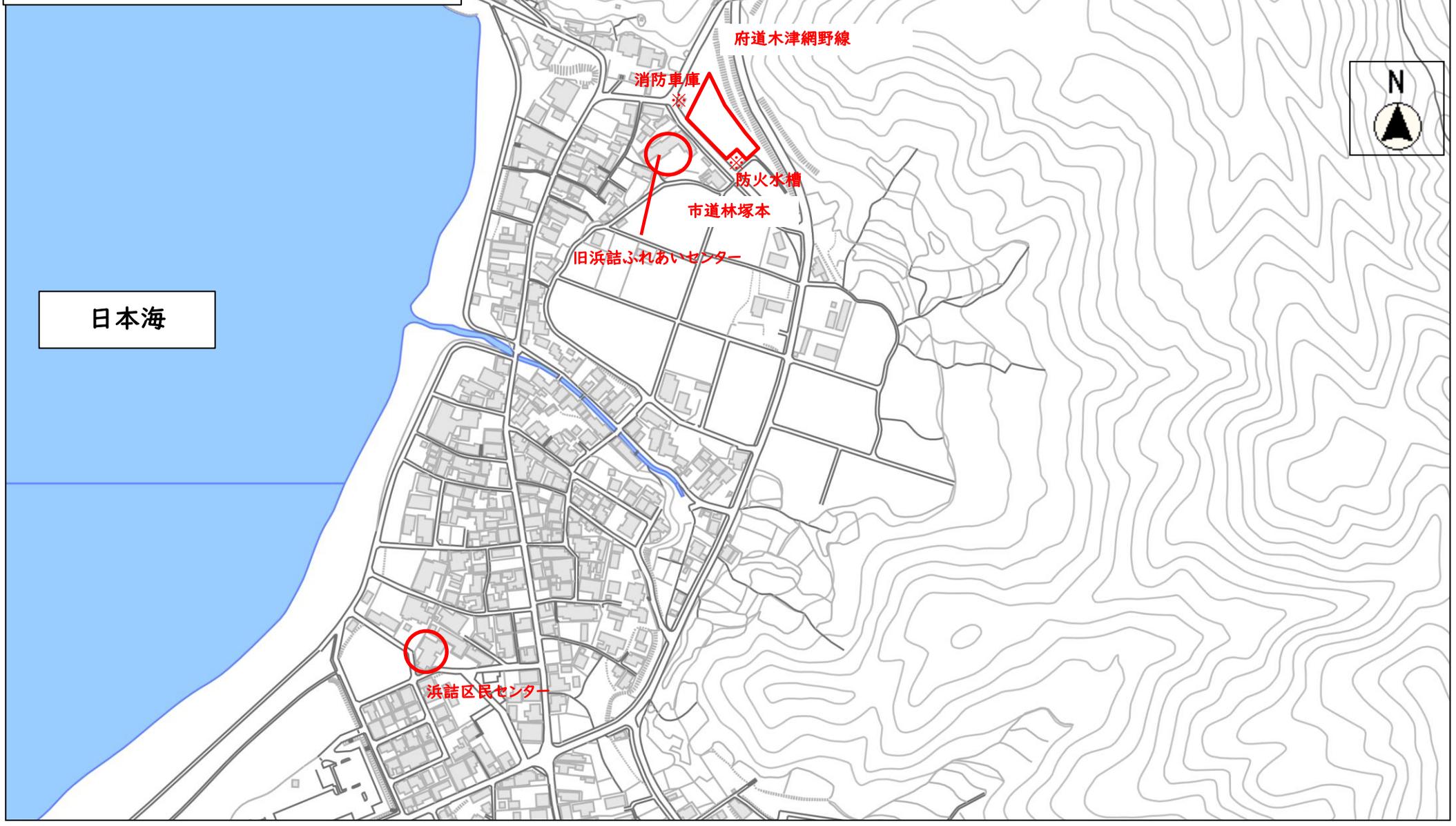
(土地の表示)

所 在	地 番	地 目	地 積
京丹後市網野町浜詰（元浜詰）小字塚本	3 1 7 番 2	雑種地	2, 4 3 2 m ²
京丹後市網野町浜詰（元浜）小字塩井地	6 番 2	雑種地	1 7 5 m ²
京丹後市網野町浜詰（元浜）小字塩井地	2 6 番 1	雑種地	4 7 m ²
合 計			2, 6 5 4 m ²

旧浜詰小学校跡地位置図
(京丹後市網野町浜詰)

至 塩江

議案第122号 参考資料①



日本海

消防車庫

府道木津網野線

防火水槽

市道林塚本

旧浜詰ふれあいセンター

浜詰区民センター

〔航空写真〕



※航空写真は、令和5年秋に撮影されたものです。

※航空写真中の①から④は、次のページの現地写真の撮影者の立ち位置です。

①南西(防火水槽付近)から撮影



②南東側(府道木津網野線側)から撮影



③北西(消防車庫付近)から撮影



④北東から撮影



【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 6 年 12 月 定例会

議案の 件 名	議案第122号 財産の譲渡について《旧浜詰小学校跡地》	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他 ()
------------	--------------------------------	------------	--------------------------------

<<政策等の概要>> 未利用財産である旧浜詰小学校跡地を利活用するため、譲渡金額を減額して社会福祉法人に譲渡するものである。 名 称 旧浜詰小学校跡地 所 在 地 京丹後市網野町浜詰(元浜詰)小字塚本317番2 他2筆 地目・地積 雑種地 2,654平方メートル 譲 渡 金 額 995万円 ※買受申出金額は1,990万円。譲渡金額は5割減額適用後。 減額の条件は、社会福祉法人による社会福祉事業に使用。	<<市民参加の状況>> 有 ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)												
	<<財源措置の状況>> (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)												
	<table border="1"> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源						
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源								
<<政策等の必要性>> 未利用財産の有効活用を図る。	<<将来にわたる効果及び経費の状況>> 社会福祉法人による福祉施設の整備・運営により、さらなる福祉の増進が図られる。												
<<提案に至るまでの経緯>> 令和6年8月 市有財産利活用推進本部会議 令和6年8月 募集要項を配付 令和6年11月 事業計画ヒアリング審査 令和6年12月 市有財産売買契約(仮契約)を締結	<<総合計画等の整合>> <table border="1"> <tr> <td>総合計画 計画項目</td> <td style="background-color: #ffe0b2;">30</td> <td>行財政改革大綱(効率的・効果的な行財政運営)</td> </tr> </table> ○その他の計画(該当する場合のみ) <table border="1"> <tr> <td>計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>		総合計画 計画項目	30	行財政改革大綱(効率的・効果的な行財政運営)	計画名称		策定年度		計画期間			
総合計画 計画項目	30	行財政改革大綱(効率的・効果的な行財政運営)											
計画名称													
策定年度													
計画期間													
<<政策等の実施時期>> 議決後 : 売買代金を請求(納期限は、請求から30日以内) 納入確認後 : 引渡し及び所有権移転登記	担当部局 総務部	担当課 財産活用課											
	添付資料(有の場合は、その名称) 有 ・無 位置図等												